

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年2月策定

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
普通会計	11人	51.3歳	304,119円	327,324円	—	—	—	—
用務員	6人	54.2歳	318,929円	337,806円	用務員	53.9歳	227,200円	1.49
自動車運転手	3人	46.1歳	277,134円	319,430円	自家用自動車運転手	48.9歳	218,400円	1.46
調理員	2人	50.8歳	300,168円	307,718円	調理師	42.3歳	221,400円	1.39
公営企業会計 (水道事業)	1人	52.3歳	—	—	—	—	—	—
その他	1人	52.3歳	—	—	—	—	—	—

- ※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月分として支給すべきものであり、年間の平均支給額を表すものではありません。
- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成16年～18年の3ヶ年平均)
- ※ 民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 個人が特定されるおそれのあるデータについては公表していません。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
普通会計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
用務員						1	1	2	1	2	4	
自動車運転手							1	1	1			
調理員								1			1	
公営企業会計 (水道事業)										1		
その他										1		

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（二）適用

イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当を支給しています。

ウ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
特殊自動車運転作業手当	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に掲げる特殊自動車又はこれに準ずると認められる自動車の運転作業に従事した職員	日額300円

エ 昇給基準

毎年4月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給

2 基本的な考え方

技能労務職については、退職不補充職種としており、現在、新規の採用は行っていません。給与については、国、県、近隣市町村の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていきます。また、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、適正な給与制度・運用となるように努めます。

3 具体的な取組内容

技能労務職に係る特殊勤務手当に関しては、支給実績の調査、本来の特殊勤務手当のあり方などを総合的に精査し、見直しを検討します。

その他の手当についても、国、県の動向や近隣市町村の推移を見極めながら、更には人事院勧告等を注視し、見直しを検討します。

4 その他

現在、技能労務職員については退職者不補充ということで、新規の採用を行わないこととしており、今後定年による配置がなくなる現場において、可能な業務については、民間委託を進めるなど、事務事業の見直しを進めていきます。